

2026年12月25日、
こども性暴力防止法がスタートします。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う
事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。



こども性暴力防止法に関する 事業者向け全国説明会

～法律で対応が求められる措置等について説明します～

2026
11/6 金
定員 300名

開催時間

14:00～16:00 (予定)
(13:30 開場)

参加方法

事前申込制 (参加費無料)

説明

こども家庭庁 支援局参事官
(こども性暴力防止担当)
※質疑応答あり

ご参加対象

こどもに対して教育・保育等を行う
事業者及び従事者の皆様
※対象事業の詳細は裏面をご確認ください

本説明会の会場

東京会場

ビジョンセンター品川

〒108-0074
東京都港区高輪 4-10-8 京急第7ビル
(3階 301A+B号室)

■JR各線・京急本線「品川駅(高輪口)」徒歩3分
■都営地下鉄「高輪台駅」徒歩11分



お申込みはこちらから

PCから

<https://forms.cloud.microsoft/r/VYJarp9xTi>

二次元コードから



本説明会の対象事業者 (こども性暴力防止法の対象となる事業者)

義務対象（学校設置者等）

こどもに対する性暴力を防ぐための措置を講じることが義務付けられる事業者です。
公立・私立を問わず法律の対象となります。

- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設（認可保育所、児童養護施設、障害児入所施設 等）
- 指定障害児通所支援事業
- 乳児等通園支援事業

など

認定対象（民間教育保育等事業者）

こども家庭庁に申請し、一定要件を満たすことが認められた場合に法律の対象となる事業者です。

- 専修学校（一般課程）・各種学校
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）
- 放課後児童クラブ
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育事業
- 指定障害福祉サービス事業

など

Q 内容は令和8年1月～2月に行われた全国説明会と同じですか。

A 基本的な法概要の説明を含みますので、一部の内容は昨年度と重複する想定です。
ただ、昨年度の説明会以降に公表した資料に関するご説明も行うほか、法の施行を目前に控え、より現場の課題に即す形でご説明を行う予定ですので、昨年度参加された事業者の皆様もぜひ参加をご検討ください。なお、昨年度の内容は、こども家庭庁公式サイト
(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/information-session/information-session>)
にてご覧いただけます。

Q 事前に制度の概要について知りたいです。

A こども家庭庁公式サイト (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>)、
制度紹介動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=YujJDJemF8E>) をご覧ください。

その他のお問い合わせは、下記運営事務局までお尋ねください。

(内容により回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください)

本説明会は
全国**12**か所で
開催しております

9月 3日(木) 京都府京都市
9月 10日(木) 静岡県浜松市
9月 17日(木) 福島県郡山市
10月 2日(金) 新潟県新潟市
10月 8日(木) 岡山県岡山市
10月 9日(金) 愛媛県松山市
10月 15日(木) 福岡県福岡市

10月 23日(金) 愛知県名古屋市
10月 30日(金) 北海道札幌市
11月 6日(金) 東京都
11月 13日(金) 宮城県仙台市
11月 20日(金) 大阪府大阪市

オンライン
同時配信あり



お問い合わせ

お申込みに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
本説明会は、こども家庭庁からの委託により、下記事業者にて運営しております。

【運営事務局】株式会社船井総合研究所 担当：積山・猪井

TEL：03-6684-5172（平日10時-17時） e-mail：comamorou.setsumeikai@funaisoken.co.jp